

2009年1月28日

各 位

東京都渋谷区恵比寿4丁目20番3号  
デジタル・アドバイザーズ・コンソシアム株式会社  
代表取締役社長 矢嶋 弘毅  
(コード番号 4281)  
問い合わせ先 戦略統括本部 IR担当  
Tel: 03-5449-6300 email: ir\_inf@dac.co.jp

## 取締役に対する株式報酬型ストックオプション(新株予約権)の導入に関するお知らせ

当社は、2009年1月28日開催の取締役会において、当社取締役に対し、報酬として株式報酬型ストックオプションを目的とした新株予約権を付与することの承認を求める議案を、2009年2月26日開催予定の第12期定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. ストックオプションとして新株予約権を割当てする理由

当社は、取締役に対する報酬制度に関して、退職慰労金制度の廃止等その他諸般の事情を勘案し、今般、当社の業績と株式価値との連動性をより一層強固なものとし、取締役が退任後も含めた株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆さまと共有することで、中長期に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、従前の税制適格型ストックオプションに加え、以下の要領により株式報酬型ストックオプションを新たに導入するものです。

#### 2. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社取締役

##### (2) 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1株とする。なお、本議案の決議日(以下、「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

当社普通株式 2,000 株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を上限とする。

(3) 新株予約権の総数

2,000 個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個あたりの払込金額は、新株予約権の割当てに際して算定された新株予約権の公正価格を基準として当社取締役会で定める額とする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの価額を 1 円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割当てる日の翌日から 30 年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した時点以降、新株予約権を行使することができるものとする等、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

(9)新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとする。

上記の内容については、2009年2月26日開催予定の第12期定時株主総会において承認可決されることを条件といたします。

以 上